

大和市公告第14号

大和市市税条例（平成2年大和市条例第13号）第7条第2項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）及び同条例に基づく個人の市民税及び県民税に係る申告期限であって令和3年3月15日に到来するものについては、その期限を同年4月15日とする。

令和3年2月9日

大和市長 大 木 哲